

川西町第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画

(素案) へのパブリックコメントについて

番号	該当ページ	ご意見・ご提案の内容（要旨）	回答及び修正
1	7ページ	要支援・要介護認定者数算定の根拠が示されていない。第6期計画において給付額の多い要介護1及び3の人数計画が実績対比と大きく乖離している。同じことが第7期計画においてもなされており、保険料過多になっているのではないか。認定者数を算定するファクターは少なくとも5歳刻みの年齢別人口、年齢別介護罹患率、等級別と年齢別人数のボナンザ表が必要であるが、いずれも県への報告様式で定められている。開示して当然である。	第7期計画は、国の見える化システムを利用することになっており、その推計を根拠として策定しております。
2	81ページ	介護保険料基準額算定方法において、調整交付金相当額及び調整交付金見込額が、第1号被保険者負担分に加減されている。その額6,662,284円の加算。当該調整金は国の領域であり、1号被保険者負担ではない。1号被保険者負担額がまちがっている。	国庫負担金25%のうち5%を用いて、市町村間の「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」を財政調整しています。この調整交付金は、市町村の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の人）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっています。本町の調整交付金は、平成30年度4.34%、平成31年度4.95%、平成32年度4.85%であり、各年度の給付費等見込額から算定される保険料収納必要額に間違いはありません。 81ページの表については、調整交付金見込交付割合を加えるなどよりわかり易い内容に見直します。

番号	該当ページ	ご意見・ご提案の内容（要旨）	回答及び修正
3	81 ページ	保険料収納率 99.5%は低すぎるのではないかと。保険料段階設定において、第1段階者は前期比0.05軽減されており、納入しやすくなっている。第2段階以上者で滞納があるのであれば厳格に対応すべきと思われる。	第6期計画における保険料収納率の設定は98.5%でした。第6期計画期間中の保険料徴収率から、第7期計画においては、1%増の99.5%を見込んでおります。滞納者については、平成27年度以降、債権管理課と連携を図りながら徴収に取り組んでおります。今後も引き続き徹底した対応を実施していきます。
4	81 ページ	準備基金取崩額 60,000,000 円の根拠は何か。基金残高は平成28年度で7,649万円あり、平成29年度の決算も赤字にはならない見通しであるから取崩額が少なすぎる。そもそも基金は1号被保険者の過払金の性格をもった額であるから全額取崩すべきものである。	第4回策定委員会において検討した結果、第7期計画における準備基金取崩額を7,649万円とし、介護保険料を算定します。
5	85 ページ	策定委員会に、川西町が業務委託している老人ホームの事務長が委員に含まれている。利益相反でないのか。他の町で同様の事例はあるのか。	特別養護老人ホーム事務長は、施設の立場からの意見等を得るため、学識経験者として、業務委託とは何ら関係なく、委嘱しております。